

大阪医科大学利益相反ポリシー

1. 目的

大阪医科大学（以下、「本学」という。）は、昭和2年の開学以来、医学医術に関する最高最新の知識を受けると共に、進んでその奥義を究めることを目的とし、これによって高い教養と健全なる良識と優秀なる技能とを兼ね備え、もって社会の文化と公衆の福祉に貢献し得る医人を養成することを使命として教育・研究活動に取り組んでいる。また、自らの研究成果について産官学を通して活用し、積極的に地域社会へ還元することで、社会から求められる教育・研究拠点を目指している。

本学の場合、研究といえどもその範囲は広く、基礎医学研究のみにとどまらず、臨床医学研究の現場等において治療法等が考案され、当該研究者が臨床研究を実施するとともに、研究者自らが考案した治療法等について商業化する際において事業に関わる人が多いという特性があることから、それらを適切に管理して不適切な産官学連携が行われないよう適正な利益相反マネジメントのもとに、産官学連携の透明性、信頼性そして専門性が求められている。

このため、本学として産官学連携に係る利益相反の基本的な考え方等を「大阪医科大学利益相反ポリシー」（以下、「本ポリシー」という。）として定め、産官学連携活動が適正になされているかどうかを客観的に判断し評価していくことを目的とする。

2. 基本的考え方

- (1) 本学は、研究成果の還元による地域社会への貢献を積極的に推進する。
- (2) 本学は、産官学連携に取り組むために利益相反ルールを設けることにより、透明性の高いマネジメント体制を構築する。
- (3) 本学は、産官学連携の際、連携機関に対して利益相反ルールについての理解と協力を求め、適切な対応を行う。
- (4) 本学は、利益相反の可能性について常に注意し、適正な活動ができるように利益相反に関する啓発活動を積極的に推進する。

3. 定義

本ポリシーにおける利益相反は、本学の教職員等が産官学連携活動やその他の社会貢献活動を行ううえで、その活動や成果に基づき得る経済的利益と本学の教育研究上の責任が相反する次に掲げる状況をいう。

(1) 狭義の利益相反

① 個人としての利益相反

教職員等が産官学連携活動に伴って得る利益（実施料収入、報酬、未公開株式等をい

う。ロにおいて同じ。)と、本学における教職員等としての教育研究に関する責任が相反している状況

②. 組織としての利益相反

本学が産官学連携活動に伴って得る利益と、本学の社会的責任が相反している状況

(2) 責務相反

教職員等が主に兼業活動により企業等に職務遂行責任を負い、かつ、本学における職務遂行責任と企業等に対する職務遂行責任が相反している状況

4. 対象

本ポリシーの対象である教職員等とは、常勤・非常勤を問わず本学に雇用されている教職員及び産官学連携活動に参加する学生（大学院生を含む。）で、かつ職務発明等について契約がなされている者とする。

5. マネジメント体制

本ポリシーに基づき、産官学連携活動が適正になされているかどうかを客観的に判断し評価するために、利益相反マネジメント規程を設けるとともに、利益相反委員会を置く。

なお、利益相反委員会は倫理委員会とは別に設置するとともに、倫理委員会及び臨床治験センター等と協力してその運営を行う。

以 上